NEWS RELEASE

2024 年 9 月 6 日
株式会社みずほ銀行
みずほ信託銀行株式会社

企業の DX 支援に向けた〈みずほ〉の取り組みについて
～手形・小切手の全面的な電子化に伴う
関連商品・サービスの商品性改定および取り扱い終了について～

株式会社みずほ銀行（頭取：加藤 勝彦、以下「みずほ銀行」）とみずほ信託銀行株式会社（取締役社長：笹田 賢一、以下「みずほ信託銀行」）は、手形・小切手の全面的な電子化に伴い、関連商品・サービスの商品性改定等を別紙の通り実施いたします。

中小企業等の DX 促進の観点から、政府が「約束手形・小切手の利用廃止」の方針を閣議決定し、全国銀行協会は「2026 年度末までに全国の手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標とする自主行動計画を策定しました。
みずほ銀行とみずほ信託銀行としても、2024 年 1 月に当座勘定および代金取立の商品性を改定※しましたが、今回、追加での商品性改定等を実施いたします。

今後は、電子記録債権（でんさいネットサービス）やインターネットバンキング等からの振込に切り替えていただくことで、業務効率化・生産性向上につながります。
〈みずほ〉は、2026 年度末までに電子交換所への手形・小切手の持ち出しを終了する予定です。お客さまやそのお取引先の円滑な決済のためにも、2027 年 4 月以降が期日となる手形・小切手の振り出しは行わず、代替手段への切り替えをお願いいたします。

〈みずほ〉は、手形・小切手の全面的な電子化を含めたお客さまの DX を積極的に支援するとともに、より一層のサービス向上に努めてまいります。

※ 2023 年 9 月 22 日ニュースリリース：
企業の DX 支援に向けた〈みずほ〉の取り組みについて
～手形・小切手の全面的な電子化に伴う当座勘定および代金取立の商品性改定～
https://www.mizuhobank.co.jp/release/pdf/20230922release_jp.pdf

以　上

【別紙】

商品・サービス	取り扱い		商品性改定等の内容	改定日
	みずほ銀行	みずほ信託銀行		
当座勘定、代金取立、手形・小切手等	○	○	2024 年 1 月以降に当座勘定を新規で開設したお客さまに対する紙の手形・小切手の発行停止	改定済 (2024 年 1 月 4 日)
	○	○	2027 年 4 月以降を期日とする手形・小切手等の代金取立の受付停止	改定済 (2024 年 1 月 4 日)
	○	○	2023 年 12 月以前に当座勘定を開設済みのお客さまに対する紙の手形・小切手の発行停止	2026 年 4 月 1 日
	○	○	他行が支払地となる手形・小切手の預金入金扱い受付停止※1	2026 年 4 月 1 日
銀行振出小切手	○	○	発行停止(預金入金扱いは継続)	2026 年 4 月 1 日
手形割引※2	○	○	2027 年 4 月以降を期日とする紙の手形割引の新規受付停止 (下記信用保証協会保証付も同様)	2024 年 10 月 1 日
信用保証協会保証付手形割引(根保証)※2	○		2026 年 3 月 1 日以降の信用保証協会への新規保証申込停止	2024 年 10 月 1 日
信用保証協会保証付手形割引(個別保証)※2	○		2027 年 4 月以降を期日とする紙の手形割引の新規保証申込停止	2024 年 10 月 1 日
手形貸付	○	○	2027 年 4 月以降を期日とする手形貸付の新規実行停止 (極度内実行を含む。下記信用保証協会保証付も同様)	2024 年 10 月 1 日
信用保証協会保証付手形貸付(根保証)	○		2025 年 3 月 1 日以降の信用保証協会への新規保証申込停止	2024 年 10 月 1 日
信用保証協会保証付手形貸付(個別保証)	○		2026 年 3 月 1 日以降の信用保証協会への新規保証申込停止	2024 年 10 月 1 日
手形・小切手用紙発行サービス※3	○		お取り扱い終了	2025 年 4 月 1 日
支払無担保裏書手形割引	○		お取り扱い終了	2025 年 10 月 1 日
パーソナルチェック	○		紙の手形・小切手の発行停止	2026 年 4 月 1 日
手形裏書代行サービス	○		お取り扱い終了	2026 年 4 月 1 日
手形一括管理サービス	○		お取り扱い終了	2026 年 10 月 1 日
手形債権流動化	○		お取り扱い終了	2026 年 10 月 1 日
手形債権信託		○	お取り扱い終了	2026 年 10 月 1 日

※1 入金先の口座は、当座勘定の他、普通預金、定期預金等各種預金を含みます
※2 でんさい割引(信用保証協会保証付貸出を含む)については、引き続きサービスを継続いたします
※3 連続・加刷印刷等、特殊な印刷方法で手形・小切手を発行するサービスです。(自製用紙の使用も含む) 一般的な手形・小切手の発行とは異なります